

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.5 %
全職員	93.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	89.1 %
課長相当職	90.5 %
課長補佐相当職	104.5 %
係長相当職	98.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1 %
31～35年	90.5 %
26～30年	89.2 %
21～25年	90.9 %
16～20年	81.4 %
11～15年	89.9 %
6～10年	92.2 %
1～5年	73.0 %

【説明欄】

・扶養手当については、男性職員に支給している場合が多く、全支給者のうち7割が男性である。
 ・近年、女性職員の新規採用者が増加傾向にあり、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっていることから、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。
 ・勤続年数別1～5年の差異については、給与水準の高い病院医師が多く含まれており、そのうち約8割が男性であるため、男性の平均給与を引き上げている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	15.1%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部次長級	11.4%
課長級	17.2%
課長補佐級	35.8%
係長級	29.7%

※各年度とも4月1日現在の数値を使用しています。

※病院医療職を除いています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	42.9%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	令和7年度	
	男性	女性
1週間未満	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%
2週間以上1月以下	83.3%	0%
1月超3月以下	16.7%	0%
3月超6月以下	0%	0%
6月超9月以下	0%	8.3%
9月超12月以下	0%	0%
12月超24月以下	0%	0%
24月超	0%	91.6%

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規
の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
勤務時間外の月平均時間数	9.8時間/月